

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月23日京都市条例第28号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の定年前再任用短時間勤務職員の例に準じ、定年前再任用短時間給食調理員について、住居手当を支給することとしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月23日

京都市長 松井孝治

京都市条例第28号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地域手当」の右に「、住居手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)